

恵庭市功労者等表彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第17号

恵庭市功労者等表彰条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市功労者等表彰条例施行規則（平成11年規則第9号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第8条（略） （死亡者の特別規定） 第9条 条例第5条の功労事項に該当し、既に被表彰者としての要件 ____を満たしているものが表彰前に死亡したときは、そのつど表彰することができる。____ _____ _____	第1条～第8条（略） （死亡者の特別規定） 第9条 条例第5条の功労事項に該当し、既に被表彰者として前条第1項から第5項までの要件を満たしているものが表彰前に死亡したときは、そのつど表彰することができる。この場合において、同条第2項中「毎年8月1日」とあるのは「死亡した日」と読み替えるものとする。_____ _____
第10条～第17条（略）	第10条～第17条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。